

(平成24年9月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から34年9月1日まで

私は、昭和31年9月に株式会社Aに入社し、同社C支店に事務員として配属された。退職するまで継続して勤務していたが、33年8月1日から34年9月1日までの厚生年金保険の記録がない。入社してから退職するまで、転勤も業務の変更も無く、退職した覚えもない。確認の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社及び複数の元同僚の回答並びに当該事業所の元同僚が提出した申立期間に係る給与明細書から判断すると、申立人は株式会社Aに継続して勤務し（社会保険の適用上は昭和34年9月1日に同社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和33年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により申立てどおりの届出は行っておらず、

保険料も納付していないとしていることから、事業主が昭和 33 年 8 月 1 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月から 34 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和30年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月21日から同年7月1日まで

昭和27年3月から平成8年12月までA株式会社に継続して勤務していたが、同社D工場から同社C工場に異動した昭和30年5月21日から同年7月1日までの期間について、厚生年金保険の未加入期間となっている。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社の人事記録、雇用保険の記録及び健康保険の記録並びに複数の同僚の供述により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和30年5月21日にA株式会社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社C工場に係る昭和30年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、A株式会社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は昭和30年7月1日から適用事業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事

業所及び複数の同僚の回答によれば、当該事業所は申立期間において5人以上の従業員を雇用していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月、63 年 10 月から平成 3 年 3 月までの期間及び同年 5 月から 4 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 10 月
② 昭和 63 年 10 月から平成 3 年 3 月まで
③ 平成 3 年 5 月から 4 年 8 月まで

私は、会社に勤めていない期間は国民年金に加入しなければならないと思っていたので、会社を退職した昭和 62 年 10 月頃国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料は滞納していたのでまとめて納付し、納付済みとなっていることは役所に確認した。国民年金の加入手続、保険料の納付及び納付状況の確認は母親にしてもらっていたが、申立期間が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 10 月頃、その母親に依頼して国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を母親に納付してもらっていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は平成 3 年 2 月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、この頃国民年金に加入したものと考えられ、申立内容と符合しない上、国民年金に加入した時点では、申立期間①は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立期間②及び③当時、申立人が居住していた A 市及び居住地を管轄する社会保険事務所（当時）において、現年度及び過年度保険料の納

付書はコンピュータで作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、申立期間②及び③の保険料納付記録が全て漏れるとは考え難い。

さらに、申立期間①、②及び③については、昭和 62 年 10 月から平成 4 年 8 月までの 4 年 11 か月（59 か月）の期間のうち、未納期間が 47 か月に及んでおり、行政機関において、短期間うちにこれほど多くの事務処理誤りを繰り返すとは考え難い。

加えて、申立人の母親又は申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から同年6月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月から同年6月まで

国民年金の手續及び国民年金保険料の納付については、実家の両親からとても厳しく言われていたこともあり、会社勤めをしていた元夫が自営業を営むことになったので、昭和62年1月に元夫と一緒にA市B区役所に行き、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更を届け出た。そのときに同月分の付加保険料を含む保険料を二人分納付し、その後の申立期間の付加保険料を含む保険料は元夫に現金を手渡し、元夫が金融機関で毎月二人分を一緒に納付していた。申立期間が未納となっていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年1月にその元夫と一緒にB区役所に行き、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出を行い、そのときに同月分の付加保険料を含む国民年金保険料を二人分納付し、その後の申立期間の付加保険料を含む保険料は元夫に現金を手渡し、元夫が金融機関で毎月二人分を一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に第1号被保険者として管理されていることが必要であるが、申立人は、申立期間を含む昭和61年度及び62年度について、第3号被保険者として管理されていることが、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにより確認でき、このことは、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更は昭和63年

12月7日にオンライン記録に入力されていることとも整合しており、申立内容とは符合しない。

また、付加保険料の納付は、その申出を行った日の属する月以後について納付できるとされており、申立人の付加保険料納付の申出日は「昭和63年11月16日」と申立人が所持する年金手帳に記載され、同月から付加保険料が納付されていることが、上記の収滞納リストにより確認でき、62年1月から付加保険料を納付していたとする主張と符合しない。

さらに、申立期間に後続する昭和62年7月から63年3月までの定額保険料は、平成元年10月12日に過年度納付されていることがオンライン記録により確認できるものの、この時点において、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の元夫又は申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から50年3月まで
二人目の子供の出産を前にした昭和48年秋頃、A市B区役所の支所（当時）で夫婦共に国民年金の加入手続を行い、過去2年分の国民年金保険料を納付できると聞いたため、46年9月から48年秋頃までの二人分の保険料を分割して納付し、加入手続後の保険料は毎月納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年秋頃、夫婦共に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、46年9月から48年秋頃までの二人分の保険料を数回に分けて納付し、加入手続後の保険料を毎月納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人及びその元夫の国民年金手帳記号番号は、昭和52年6月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人及びその元夫は、この頃国民年金に加入したものと推認され、このことは、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人及びその元夫が昭和52年度から登載されていることとも整合しており、申立内容とは符合しない。

また、申立人及びその元夫が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間の保険料を

納付するには第3回目の特例納付によることとなるが、申立人から特例納付したとの主張は無く、特例納付が行われた場合に社会保険事務所（当時）において作成・保管されることとなる特殊台帳も作成されていない。

さらに、申立人及びその元夫は、上記の国民年金加入時点において、時効とならず遡って納付可能な昭和50年4月から52年3月までの2年間の国民年金保険料を同年11月10日以降、数回にわたって過年度納付していることが領収済通知書及びオンライン記録により確認できることから、申立人は、保険料を納付した期間及び時期について誤認している可能性もうかがえる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 6 月 30 日から 5 年 7 月 6 日まで
② 平成 5 年 7 月 7 日から 8 年 7 月 1 日まで
③ 平成 14 年 5 月 1 日から 15 年 3 月 1 日まで
④ 平成 15 年 6 月 18 日から同年 10 月 1 日まで
⑤ 平成 16 年 6 月 21 日から同年 8 月 20 日まで

厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間①については株式会社A、申立期間②についてはB社、申立期間③については株式会社C、申立期間④については株式会社D、申立期間⑤については株式会社Eに勤務していた期間の記録が無い。調査の上、申立期間①、②、③、④及び⑤について被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間①の直前まで申立人が厚生年金保険被保険者期間を有していた株式会社Fに係る申立人の雇用保険加入記録の離職日は、オンライン記録の資格喪失日と符合している。

また、株式会社Fの元従業員に照会したところ、そのうちの1人は、「株式会社Fは平成3年7月1日付けで各業種に分割し、株式会社GとH社になった。」と回答しており、複数の元従業員からは、「申立人がH社に勤務していたことは記憶しているが、H社は個人事業所であり、従業員は2～4人であった。」と回答していることから、申立期間①当時、申立人が勤務していたと推認できるH社は、従業員数が常時5人以上という当時の厚生年金保険強制適用事業所の要件を満たしていなかったと考えられ、オンラ

イン記録においても厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

さらに、申立人は、申立期間①のうち、平成3年6月から同年11月までの6か月分の国民年金保険料を納付している記録がある。

加えて、H社の元事業主は所在不明であり、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、B社から提出された申立人に係る平成6年分源泉徴収簿には、「H6.7.6採用」と記載され、当該事業所が加入していたI健康保険組合における申立人の被保険者資格取得日は、「H6.7.6」（理由 入社）と記録されている上、雇用保険加入記録の資格取得日も一致しており、平成6年7月6日から申立人が勤務していることは確認できる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録の申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日である平成8年7月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間②当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、B社の院長は、「給与からの保険料控除方法は翌月控除であり、申立人に係る厚生年金保険料の控除開始は平成8年8月分給与からである。」と回答している上、申立人に係る源泉徴収簿において、平成8年8月から厚生年金保険料が控除されており、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所の複数の元従業員に照会したところ、「厚生年金保険料は平成8年7月頃から控除されていた。自分の厚生年金保険の記録に相違は無い。」と回答している。

申立期間③について、株式会社Cは、「当時の厚生年金保険の取扱いについては、入社と同時に加入手続きをせず、試用期間3か月経過後に行っていた。当時の資料は保管されておらず、申立人に関して不明である。」と回答しており、申立期間③における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、株式会社Cで申立人と仕事内容が同じと認められる複数の元従業員は、「入社後3か月間は試用期間であり、その間は社会保険の加入は無かった。」と回答している上、申立人を記憶している元従業員は、申立人が当該事業所に3か月間も勤務していなかった旨の回答をしており、申立期間③における申立人の勤務実態を推認することができない。

さらに、J労働局に申立人に係る雇用保険基本手当受給について照会したところ、申立人は申立期間③の前職であるB社離職に係る基本手当を、平成14年5月13日から同年7月25日までの期間及び同年10月1日から

同年 11 月 15 日までの期間について受給しており、当該期間については失業状態であったことが確認でき、同年 5 月から株式会社 C に勤務していたという申立人の主張とは符合しない。

加えて、上記受給記録から、平成 14 年 7 月 26 日から同年 9 月 30 日までの期間について、事業所を特定することはできないものの、申立人は就職していることが確認でき、仮に株式会社 C に就職していたとしても、勤務期間は 3 か月間に満たないことから、当時の当該事業所における厚生年金保険の加入対象者とはなり得なかったと考えられる。

申立期間④について、申立期間④当時の当該事業所の元従業員の供述から、申立人が株式会社 D に勤務していたことは認められる。

しかしながら、株式会社 D は、「当時の資料は保管されていないが、申立人の勤務期間が 3 か月程度であれば、試用期間で辞め、厚生年金保険に加入していないと思う。」と回答している上、上記の元従業員は、「試用期間は 3 か月間有り、社会保険加入は試用期間経過後であった。」と回答しており、申立期間④に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間④当時、申立人は K 県 L 市において国民健康保険に加入していることが確認でき、厚生年金保険のみ当該事業所において加入していたとは考え難い。

申立期間⑤について、株式会社 E は、「社会保険資料等の保管は 5 年間であり、申立人に関する資料は残っていない。仲居の見習い期間は 3 か月間であり、見習い期間中の社会保険の加入は無い。申立人の勤務期間が 2 か月であれば、社会保険に加入しておらず、保険料の控除もしていない。」と回答している。

なお、申立人の所持する預金口座通帳には、申立期間⑤に複数回、株式会社 E からの振込が確認でき、申立人が当該事業所から従業員として報酬を受け取っていたことは推認できるが、同振込額が厚生年金保険料控除後の金額か否かは確認できず、申立期間⑤当時に当該事業所に勤務していた複数の元従業員に照会したが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。